

○農林水産省令第四号

植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）
第七條第一項第一号の規定に基づき、植物防疫法
施行規則の一部を改正する省令を次のように定め
る。

平成十九年二月七日

農林水産大臣 松岡 利勝

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令
植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第
七十三号）の一部を次のように改正する。

別表二の十一の項地域の欄中、「カナリア諸島」
の下に、「アメリカ合衆国」を加え、同項植物の
欄中「なす科植物」の下に（付表第四十六に掲げ
るものを除く。）を加える。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。